

貯金規定新旧対比表

2022年11月14日適用

改正後 普通貯金規定	改正前 普通貯金規定
<p>1～12. (省略)</p> <p>13. (解約等)</p> <p>(1) この貯金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。</p> <p>① この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>② この貯金の貯金者が第11条第1項に違反した場合</p> <p>③ この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>④ この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>⑤ <u>この貯金口座の口座開設申込時における貯金者の説明や提出資料の内容に偽りがあると判明した場合、またはこの貯金口座の口座開設後の利用状況が口座開設申込時において貯金者が行った説明や提出資料の内容と異なると判明した場合</u></p> <p>⑥ ①～⑤の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合</p> <p>(3)～(5) (省略)</p>	<p>1～12. (省略)</p> <p>13. (解約等)</p> <p>(1) この貯金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。</p> <p>① この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>② この貯金の貯金者が第11条第1項に違反した場合</p> <p>③ この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>④ この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>⑤ ①～④の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合</p> <p>(3)～(5) (省略)</p>

改正後	改正前
<p>14. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>14. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
<p style="text-align: center;">普通貯金無利息型（決済用）規定</p> <p>1～12.（省略）</p> <p>13.（解約等）</p> <p>(1) この貯金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。</p> <p>① この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>② この貯金の貯金者が第11条第1項に違反した場合</p> <p>③ この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>④ この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p><u>⑤ この貯金口座の口座開設申込時における貯金者の説明や提出資料の内容に偽りがあると判明した場合、またはこの貯金口座の口座開設後の利用状況が口座開設申込時において貯金者が行った説明や提出資料の内容と異なると判明した場合</u></p> <p>⑥ ①～⑤の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合</p>	<p style="text-align: center;">普通貯金無利息型（決済用）規定</p> <p>1～12.（省略）</p> <p>13.（解約等）</p> <p>(1) この貯金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。</p> <p>① この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>② この貯金の貯金者が第11条第1項に違反した場合</p> <p>③ この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>④ この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>⑤ ①～④の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合</p>

改正後	改正前
<p>(3)～(5) (省略)</p> <p>14. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>(3)～(5) (省略)</p> <p>14. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
<p style="text-align: center;">スーパー定期貯金規定 (単利型)</p> <p>1. (取扱店の範囲) スーパー定期貯金(以下、「この貯金」といいます。)の預入れ、解約または書替継続は当店(削除)で取扱います。ただし、通帳の場合は2件目以降の預入れは当店のほか、当組合のどこの店舗でも取扱います。</p> <p>2. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p style="text-align: center;">スーパー定期貯金規定 (単利型)</p> <p>1. (取扱店の範囲) スーパー定期貯金(以下(追加)「この貯金」といいます。)の預入れ、解約または書替継続は当店のみで取扱います。ただし、通帳の場合は2件目以降の預入れは当店のほか、当組合のどこの店舗でも取扱います。</p> <p>2. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
<p style="text-align: center;">スーパー定期貯金規定 (複利型)</p> <p>1. (取扱店の範囲) スーパー定期貯金(以下、「この貯金」といいます。)の預入れ、解約または書替継続は当店(削除)で取扱います。ただし、通帳の場合は2件目以降の預入れは当店のほか、当組合のどこの店舗でも取扱います。</p> <p>2. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p style="text-align: center;">スーパー定期貯金規定 (複利型)</p> <p>1. (取扱店の範囲) スーパー定期貯金(以下(追加)「この貯金」といいます。)の預入れ、解約または書替継続は当店のみで取扱います。ただし、通帳の場合は2件目以降の預入れは当店のほか、当組合のどこの店舗でも取扱います。</p> <p>2. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
<p style="text-align: center;">自動継続スーパー定期貯金規定 (単利型)</p> <p>1. (取扱店の範囲) (1) 自動継続スーパー定期貯金(以下、「この貯金」といいます。)の預入れ、解約または書替継続は当店(削除)で取扱います。ただし、通帳の場合は2</p>	<p style="text-align: center;">自動継続スーパー定期貯金規定 (単利型)</p> <p>1. (取扱店の範囲) (1) 自動継続スーパー定期貯金(以下、「この貯金」といいます。)の預入れ、解約または書替継続は当店のみで取扱います。ただし、通帳の場合は2件目</p>

改正後	改正前
<p>件目以降の預入れは当店のほか、当組合のどこの店舗でも取扱います。 (2) (省略)</p> <p>2. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>以降の預入れは当店のほか、当組合のどこの店舗でも取扱います。 (2) (省略)</p> <p>2. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
<p style="text-align: center;">自動継続スーパー定期貯金規定（複利型）</p> <p>1. (取扱店の範囲)</p> <p>(1) 自動継続スーパー定期貯金(以下、「この貯金」といいます。)の預入れ、解約または書替継続は当店(削除)で取扱います。ただし、通帳の場合は2件目以降の預入れは当店のほか、当組合のどこの店舗でも取扱います。 (2) (省略)</p> <p>2. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p style="text-align: center;">自動継続スーパー定期貯金規定（複利型）</p> <p>1. (取扱店の範囲)</p> <p>(1) 自動継続スーパー定期貯金(以下、「この貯金」といいます。)の預入れ、解約または書替継続は本店のみで取扱います。ただし、通帳の場合は2件目以降の預入れは当店のほか、当組合のどこの店舗でも取扱います。 (2) (省略)</p> <p>2. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
<p style="text-align: center;">大口定期貯金規定</p> <p>1. (取扱店の範囲)</p> <p>大口定期貯金(以下、「この貯金」といいます。)の預入れ、解約または書替継続は本店(削除)で取扱います。ただし、通帳の場合は2件目以降の預入れは当店のほか、当組合のどこの店舗でも取扱います。</p> <p>2. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p style="text-align: center;">大口定期貯金規定</p> <p>1. (取扱店の範囲)</p> <p>大口定期貯金(以下、「この貯金」といいます。)の預入れ、解約または書替継続は本店のみで取扱います。ただし、通帳の場合は2件目以降の預入れは当店のほか、当組合のどこの店舗でも取扱います。</p> <p>2. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
<p style="text-align: center;">自動継続大口定期貯金規定</p> <p>1. (取扱店の範囲)</p> <p>自動継続大口定期貯金(以下、「この貯金」といいます。)の預入れ、解約ま</p>	<p style="text-align: center;">自動継続大口定期貯金規定</p> <p>1. (取扱店の範囲)</p> <p>自動継続定期貯金(以下、「この貯金」といいます。)の預入れ、解約または</p>

改正後	改正前
<p>たは書替継続は当店(削除)で取扱います。ただし、通帳の場合は2件目以降の預入れは当店のほか、当組合のどこの店舗でも取扱います。</p> <p>2. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>書替継続は当店のみで取扱います。ただし、通帳の場合は2件目以降の預入れは当店のほか、当組合のどこの店舗でも取扱います。</p> <p>2. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
<p style="text-align: center;">期日指定定期貯金規定</p> <p>1. (取扱店の範囲) 期日指定定期貯金(以下、「この貯金」といいます。)の預入れ、解約または書替継続は当店(削除)で取扱います。ただし、通帳の場合は2件目以降の預入れは当店のほか、当組合のどこの店舗でも取扱います。</p> <p>2. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p style="text-align: center;">期日指定定期貯金規定</p> <p>1. (取扱店の範囲) 期日指定定期貯金(以下、「この貯金」といいます。)の預入れ、解約または書替継続は当店のみで取扱います。ただし、通帳の場合は2件目以降の預入れは当店のほか、当組合のどこの店舗でも取扱います。</p> <p>2. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
<p style="text-align: center;">自動継続期日指定定期貯金規定</p> <p>1. (取扱店の範囲) (1) 期日指定定期貯金(以下、「この貯金」といいます。)の預入れ、解約または書替継続は当店(削除)で取扱います。ただし、通帳の場合は2件目以降の預入れは当店のほか、当組合のどこの店舗でも取扱います。 (2) (省略)</p> <p>2. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p style="text-align: center;">自動継続期日指定定期貯金規定</p> <p>1. (取扱店の範囲) (1) 期日指定定期貯金(以下、「この貯金」といいます。)の預入れ、解約または書替継続は当店のみで取扱います。ただし、通帳の場合は2件目以降の預入れは当店のほか、当組合のどこの店舗でも取扱います。 (2) (省略)</p> <p>2. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
<p style="text-align: center;">変動金利定期貯金規定(単利型)</p> <p>1. (取扱店の範囲) 変動金利定期貯金(以下、「この貯金」といいます。)の預入れ、解約または</p>	<p style="text-align: center;">変動金利定期貯金規定(単利型)</p> <p>1. (取扱店の範囲) 変動金利定期貯金(以下、「この貯金」といいます。)の預入れ、解約または</p>

改正後	改正前
<p>書替継続は当店(削除)で取扱います。ただし、通帳の場合は2件目以降の預入れは当店のほか、当組合のどこの店舗でも取扱います。</p> <p>2. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>書替継続は当店のみで取扱います。ただし、通帳の場合は2件目以降の預入れは当店のほか、当組合のどこの店舗でも取扱います。</p> <p>2. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
<p style="text-align: center;">変動金利定期貯金規定(複利型)</p> <p>1. (取扱店の範囲) 変動金利定期貯金(以下、「この貯金」といいます。)の預入れ、解約または書替継続は当店(削除)で取扱います。ただし、通帳の場合は2件目以降の預入れは当店のほか、当組合のどこの店舗でも取扱います。</p> <p>2. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p style="text-align: center;">変動金利定期貯金規定(複利型)</p> <p>1. (取扱店の範囲) 変動金利定期貯金(以下、「この貯金」といいます。)の預入れ、解約または書替継続は当店のみで取扱います。ただし、通帳の場合は2件目以降の預入れは当店のほか、当組合のどこの店舗でも取扱います。</p> <p>2. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
<p style="text-align: center;">自動継続変動金利定期貯金規定(単利型)</p> <p>1. (取扱店の範囲) (1) 自動継続変動金利定期貯金(以下、「この貯金」といいます。)の預入れ、解約または書替継続は当店(削除)で取扱います。ただし、通帳の場合は2件目以降の預入れは当店のほか、当組合のどこの店舗でも取扱います。 (2) 省略</p> <p>2. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p style="text-align: center;">自動継続変動金利定期貯金規定(単利型)</p> <p>1. (取扱店の範囲) (1) 自動継続変動金利定期貯金(以下、「この貯金」といいます。)の預入れ、解約または書替継続は当店のみで取扱います。ただし、通帳の場合は2件目以降の預入れは当店のほか、当組合のどこの店舗でも取扱います。 (2) 省略</p> <p>2. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
<p style="text-align: center;">自動継続変動金利定期貯金規定(複利型)</p> <p>1. (取扱店の範囲) (1) 自動継続変動金利定期貯金(以下、「この貯金」といいます。)の預入れ、</p>	<p style="text-align: center;">自動継続変動金利定期貯金規定(複利型)</p> <p>1. (取扱店の範囲) (1) 自動継続変動金利定期貯金(以下、「この貯金」といいます。)の預入れ、</p>

改正後	改正前
<p>解約または書替継続は当店(削除)で取扱います。ただし、通帳の場合は2件目以降の預入れは当店のほか、当組合のどこの店舗でも取扱います。</p> <p>(2)省略</p> <p>2. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>解約または書替継続は当店のみで取扱います。ただし、通帳の場合は2件目以降の預入れは当店のほか、当組合のどこの店舗でも取扱います。</p> <p>(2)省略</p> <p>2. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
<p style="text-align: center;">積立式定期貯金規定</p> <p>1. (取扱店の範囲)</p> <p>(1) 積立式定期貯金(以下、「この貯金」といいます。)の預入れ、解約は当店(削除)で取扱います。ただし、一括預入年金型および年金型を除き、2回目以降の預入れは当店のほか、当組合のどこの店舗でも取扱います。</p> <p>(2)省略</p> <p>2. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p style="text-align: center;">積立式定期貯金規定</p> <p>1. (取扱店の範囲)</p> <p>(1) 積立式定期貯金(以下、「この貯金」といいます。)の預入れ、解約は当店のみで取扱います。ただし、一括預入年金型および年金型を除き、2回目以降の預入れは(追加)当組合の全ての店舗で(追加)取扱います。</p> <p>(2) 省略</p> <p>2. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
<p style="text-align: center;">通知貯金規定</p> <p>1. (取扱店の範囲)</p> <p>通知貯金(以下、「この貯金」といいます。)の預入れは当店のみ、解約は当店(削除)で取扱います。ただし、通帳の場合は2件目以降の預入れは(削除)当店のほか、当組合(削除)のどこの店舗でも取扱います。</p> <p>2. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p style="text-align: center;">通知貯金規定</p> <p>1. (取扱店の範囲)</p> <p>通知貯金(以下、「この貯金」といいます。)の預入れ、解約は当店のみで取扱います。ただし、通帳の場合は2件目以降の預入れは、当店のほか(追加)当組合本支店のどこの店舗でも取扱います。</p> <p>2. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
<p style="text-align: center;">スーパー定期貯金(メリットツー)規定</p> <p>1～3. (省略)</p>	<p style="text-align: center;">スーパー定期貯金(メリットツー)規定</p> <p>1～3. (省略)</p>

改正後	改正前
<p>4. (取扱店の範囲)</p> <p>(1) 基準定期の預入れ、および基準定期と対象定期の解約または書替継続は当店(削除)で取扱います。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>5. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>4. (取扱店の範囲)</p> <p>(1) 基準定期の預入れ、および基準定期と対象定期の解約または書替継続は当店のみで取扱います。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>5. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
<p style="text-align: center;">J A プラス L 取引規定</p> <p>1～3. (省略)</p> <p>4. (取扱店の範囲)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 定期貯金の預入れは当組合所定の金額以上とし、この預入れ、解約または書替継続は当店(削除)で取扱います。ただし、2件目以降の預入れは当店のほか当組合のどこの店舗でも取扱います。</p> <p>また、2件目以降の預入れについては、当組合および県内提携組合の定期貯金作成機能のある現金自動預入支払機においても取扱います。</p> <p>5. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p style="text-align: center;">J A プラス L 取引規定</p> <p>1～3. (省略)</p> <p>4. (取扱店の範囲)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 定期貯金の預入れは当組合所定の金額以上とし、この預入れ、解約または書替継続は当店のみで取扱います。ただし、2件目以降の預入れは当店のほか当組合のどこの店舗でも取扱います。</p> <p>また、2件目以降の預入れについては、当組合および県内提携組合の定期貯金作成機能のある現金自動預入支払機においても取扱います。</p> <p>5. 以下省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

(実施日)

この規定は、2022年11月14日から実施する。